

# 区民委員会情報連絡

令和元年12月6日



## 情報連絡事項

- 1 「税を考える週間」街頭広報における税の啓発事業の実施結果について・ 2
- 2 「足立区くらしフェスタ（消費生活展）」における税の啓発事業  
の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 「オール東京滞納STOP強化月間」における取り組みについて・・・・ 3
- 4 「納税キャンペーン」の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 印鑑登録に関する国の要領について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(区 民 部)

## 区民委員会情報連絡一覧表

件 名	内 容	日時及び場所	P R の方法
<p>1 「税を考える週間」街頭広報における税の啓発事業の実施結果について</p> <p>所管課 【課税課、納税課】</p>	<p>西新井納税六団体が主催した街頭広報に西新井税務署及び足立都税事務所とともに参加し、税の啓発グッズ等を配布した。</p> <p>&lt;配布部数&gt; 約800部（昨年度は500部）</p>	<p>令和元年 10月6日(日) 11時00分～ 15時30分</p> <p>西新井大師、 ギャラクシティ</p>	<p>チラシ・ポスター</p>
<p>2 「足立区くらしフェスタ(消費生活展)」における税の啓発事業の実施結果について</p> <p>所管課 【課税課、納税課】</p>	<p>足立区くらしフェスタ(消費生活展)において、足立・西新井税務署、足立都税事務所、税務協力団体との協働により、税の啓発コーナーの運営等を実施した。</p> <p>&lt;来場者数&gt; 約450人 (昨年度は2日間開催で約750人)</p> <p>&lt;概要&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 税の作文展示(納税課)</li> <li>2 税のDVD放映(足立・西新井税務署)</li> <li>3 税金クイズ(足立都税事務所)</li> <li>4 ポスター展示(足立・西新井税務署、足立都税事務所、納税課)</li> <li>5 足立区くらしフェスタ(消費生活展)クイズラリー</li> <li>6 税の相談 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税(東京税理士会西新井支部)</li> <li>・ 都税(足立都税事務所)</li> <li>・ 区税(課税課)</li> </ul> </li> </ol>	<p>令和元年 10月26日(土) 10時～16時</p> <p>エル・ソフィア</p>	<p>足立区くらしフェスタ(消費生活展)チラシ・ポスター</p>

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>3 「オール東京滞納STOP強化月間」における取り組みについて</p> <p>所管課 【納税課】</p>	<p>東京都と都内全区市町村が連携して収納対策の集中実施や広報をすることにより、徴収に対する理解の促進と新規滞納の抑制を図ることを目的として、以下のとおり「オール東京滞納STOP強化月間」の取り組みを実施している。</p> <p>1 実施月 令和元年12月</p> <p>2 足立区の取り組み  (1) 広報【意識啓発】  ア あだち広報への掲載(11/25号)  イ ホームページ、SNS、デジタルサイネージ(ビュー坊テレビ)での広報  ウ 懸垂幕の庁舎前掲出  エ 庁有車への共通ロゴマークのステッカー貼付  オ アトリウムでのタイヤロック実物展示  カ のぼり旗(卓上も有り)、三角POPの設置  キ 納税課・課税課職員によるロゴマークバッジの着用</p> <p>(2) 滞納対策【滞納整理】  ア 現年滞納分の集中的な財産調査、差押の強化  イ 特別徴収滞納者への臨場調査</p> <p>※これまで実施していた「普通徴収全件一斉催告書の送付」及び「全職員による滞納者への休日電話催告」については、11月に前倒しで実施した。</p> <p>3 共通取り組みロゴマーク</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>		<p>区広報紙  区ホームページ  デジタルサイネージ  (ビュー坊テレビ)  フェイスブック・ツイッター  懸垂幕  ポスター  バッジ  のぼり旗  三角POP</p>

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>4 「納税キャンペーン」の実施について</p> <p>所管課 【納税課】</p>	<p>納期内納税・口座振替の推進・電子申告・電子納税（e L T A X, e - T a x）の普及拡大を図るため、公益財団法人東京税務協会及び東京納税貯蓄組合総連合会共催による納税キャンペーンを以下のとおり実施した。</p> <p>なお、本キャンペーンは毎年都内で実施しており、本年度は北千住駅を会場として実施した。</p> <p>1 参加団体 公益財団法人東京税務協会、東京納税貯蓄組合総連合会、足立・西新井納税貯蓄組合連合会、都内各納税貯蓄組合連合会、足立税務署、東京都主税局、足立都税事務所、足立区</p> <p>2 参加者数 77人</p> <p>3 実施内容 通行人に対して啓発グッズやチラシ等を配布（3,000セット）して、納期内納税等のP Rを行った。</p>	<p>令和元年 11月8日（金） 13時30分～ 14時30分</p> <p>北千住駅西口広場</p>	

件 名	内 容	日時及び場所	P Rの方法
<p>5 印鑑登録に関する国の要領について</p> <p>所管課 【戸籍住民課】</p>	<p>総務省より、『成年被後見人』が印鑑登録できるようにするため、条例改正を促す通知が出された。</p> <p>1 通知の概要</p> <p>(1) 印鑑登録できない方を『成年被後見人』から、『意思能力を有しない者』に変更する。</p> <p>(2) 『意思能力を有しない者』の判断基準は、自治体が独自に定める。</p> <p>(3) 法定代理人が同行した場合は、『成年被後見人』の印鑑登録申請を認める。</p> <p>2 今後の対応予定</p> <p>『意思能力を有しない者』の判断基準について、23区で統一的な基準を作る。</p>		